

## 特定商取引法の抜本的改正を求める意見書

全国の消費生活センター等には様々な消費生活相談が寄せられているが、その半数以上は、特定商取引法（以下「特商法」という。）の対象の取引に関する相談となっている。

令和４年版消費者白書などによると、消費生活相談の販売購入形態別割合は、世代全体ではインターネット通販に関する相談が２７．４％と最多で、事業者や勧誘者を特定できない事例が多くなっている。また、年齢層別では６５歳以上の高齢者の訪問販売及び電話勧誘販売に関する相談割合が全年齢層の割合と比べ高く、中でも認知症等高齢者においては全体の４８．６％を占めている状況であり、訪問販売及び電話勧誘販売による被害に遭いやすい傾向にある。そして、２０歳代は他の年齢層と比べ、連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引の相談割合が高く、成年年齢の引下げにより、１８歳から１９歳を狙ったマルチ取引による被害の増加が予想されている。

このような実態がある中、特商法は、施行５年後の見直しの時期を迎えており、消費者被害を防止・救済するためには、同法を抜本的に改正すべきである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

### 記

- １ 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を示した場合には勧誘してはならない制度とし、事業者の登録制を導入すること。
- ２ ＳＮＳ等によるインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリング・オフ等を認め、権利を侵害された者は相手方事業者等を特定するための情報の開示を、当該ＳＮＳ等を運営する事業者等に対して請求できる制度を導入すること。
- ３ 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入し、規制を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年８月７日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

衆議院議長

参議院議長